# 個人情報を記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書を A クリニックあてに作成するところ、誤って同名の B クリニックあてに作成し FAX 送信した事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 D、診療内容、治療計画等

### 2 事案の経過

- 〇令和7年9月11日(木)
- ・医師が患者の診療情報提供書を作成する際、A クリニックあてに作成すべきところ、誤って同名のB クリニックあてに作成し FAX 送信した。
- 〇令和7年9月16日(火)
- •B クリニックから電話連絡があり誤送信が発覚、謝罪した。B クリニックにおいて誤送信 した診療情報提供書を適切に破棄した。
- ・医師から患者へ電話にて経緯を説明し、謝罪した。また、A クリニックへ診療情報提供書を FAX 送信した。

#### 3 誤送信の原因

• 医師が診療情報提供書を作成する際、宛先住所等を含めた確認を怠ったため。

## 4 再発防止策

・診療情報提供書を作成する際、患者(家族)への聞き取りや紹介先の診察券等で宛先を十分に確認するよう指導した。